

平成27年司法試験についてのアンケート集計結果

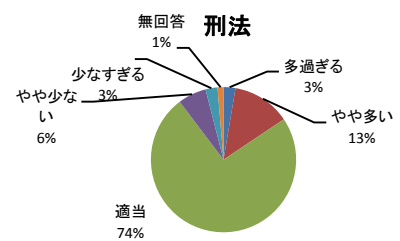
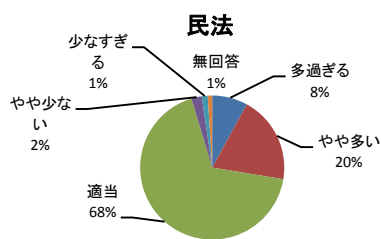
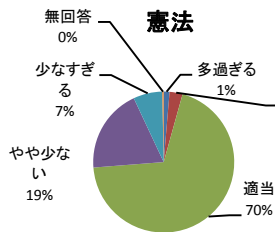
実施期間 2015.5.17～2015.9.6、総回答数301通

自由記載回答の【】内の数字は、同趣旨の回答の合計数。

(1) 短答式試験についてのご意見

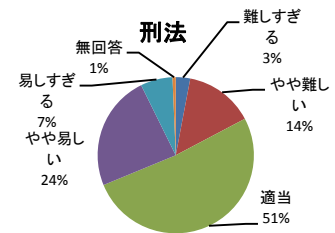
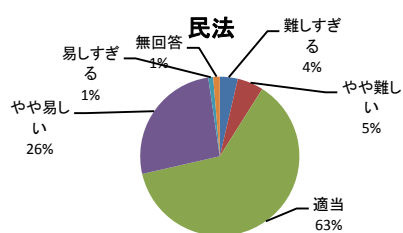
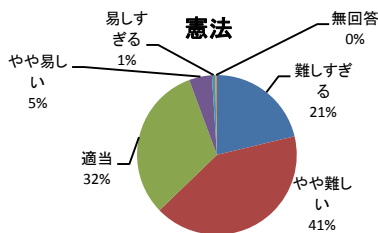
a 問題の量について

| | | |
|----|-------|-----|
| 憲法 | 多過ぎる | 4 |
| | やや多い | 9 |
| | 適当 | 209 |
| | やや少ない | 58 |
| | 少なすぎる | 20 |
| | 無回答 | 1 |
| 民法 | 多過ぎる | 24 |
| | やや多い | 59 |
| | 適当 | 204 |
| | やや少ない | 7 |
| | 少なすぎる | 4 |
| | 無回答 | 3 |
| 刑法 | 多過ぎる | 8 |
| | やや多い | 39 |
| | 適当 | 223 |
| | やや少ない | 19 |
| | 少なすぎる | 8 |
| | 無回答 | 4 |



b 問題の難易について

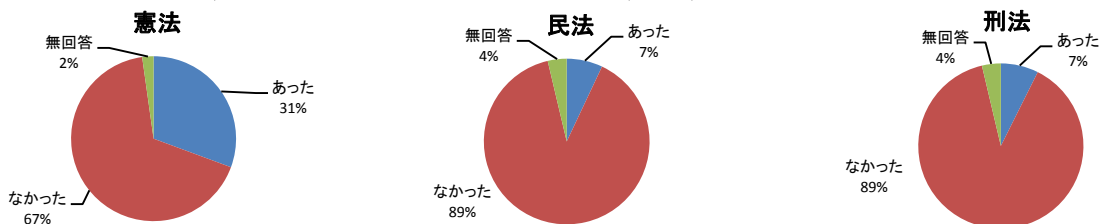
| | | |
|----|-------|-----|
| 憲法 | 難しすぎる | 64 |
| | やや難しい | 125 |
| | 適当 | 95 |
| | やや易しい | 14 |
| | 易しすぎる | 2 |
| | 無回答 | 1 |
| 民法 | 難しすぎる | 11 |
| | やや難しい | 16 |
| | 適当 | 188 |
| | やや易しい | 79 |
| | 易しすぎる | 3 |
| | 無回答 | 4 |
| 刑法 | 難しすぎる | 9 |
| | やや難しい | 43 |
| | 適当 | 155 |
| | やや易しい | 72 |
| | 易しすぎる | 20 |
| | 無回答 | 2 |



c. 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。
 法科大学院での講義や求められる自学自習の範囲を超える知識を問う出題はありましたか(法科大学院で全く扱わない分野・条文・裁判例等の知識についての出題があったかという観点から。)

※(7)経歴等①法科大学院卒業と答えた回答271通を対象に集計した。

| 憲法 | あった | なかった | 無回答 |
|----|-----|------|-----|
| | 83 | 182 | 6 |
| 民法 | あった | なかった | 無回答 |
| | 19 | 242 | 10 |
| 刑法 | あった | なかった | 無回答 |
| | 20 | 241 | 10 |



どんな出題ですか

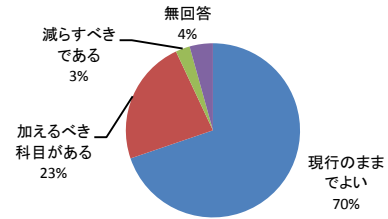
| 憲法 | 「非常に」「著しく」などまぎらわしいものがいくつかあった |
|----|---|
| | そもそも憲法の先生が憲法訴訟を教えてくれない |
| | どの学説を意識した肢か分かりづらいものがあった。 |
| | マグナカルタ、29条3項の経緯 |
| | マグナカルタとか近代世界史の問題 |
| | マグナカルタの問題【9】 |
| | マグナカルタ等の憲法史のような問題 |
| | 立法違憲審査の国際状況→マグナカルタのやつ。 |
| | やや判例知識が細かすぎる |
| | 違う者は違うように扱うべきなのに、同じように扱ったことが「差別」だ、と論じさせることは、法科大学院でも学ばなかったし、教科書でもそれほど深く学んだことがなく、かなりの難問だったと感じた。 |
| | 一般知識の問題 |
| | 覚えていないが、基本的なことでも大学院で扱わなかった所がある。 |
| | 学説問題、歴史問題 |
| | 基本的に差を付けられるために、そうした範囲を超える問題は必ず出るし、むしろ、基本的事項なのに、意味不明な結論の問いで差をつけさせるようにすると、基礎が分かりづらくなるので、敢えてマニアックな問題を入れた方がマシかもしれない。それか、多くの人が8割以上とれるようにするとかの方が良いと思うし、その方向に向かっていと思う。 |
| | 既修なので歴史や統治の問題は、あまり講義では扱わなかった。 |
| | 旧司法試験的な出題範囲 |
| | 去年までと異なり、非常に細かい知識が問われている。 |
| | 教養としてはともかく、1215年の出来事などを問う問題があった |
| | 近代立憲主義 |
| | 近代立憲主義という概念を問う問題(第11問は、法科大学院で全く扱わないのに出題されて戸惑った。 |
| | 近代立憲主義に関する問題 |
| | 区別される平等権 |
| | 具体的な判例がない問題。射程を問う問題。 |
| | 憲法14条違反の主張 |
| | 憲法29条3項の性質についての詳細な学説 |
| | 憲法の由来等 |
| | 憲法の歴史に絡めた問題 |
| | 憲法の歴史や成立背景などを聞く問題 |
| | 憲法史【2】 |
| | 憲法史は任意で余りやらなかった。 |
| | 法制史に関する問題や財産権の歴史的沿革に関する問題 |
| | 法制史や立法学等 |
| | 法制史的な知識問題 |
| | 歴史問題【8】 |
| | 国会法など憲法外の知識 |
| | 細かい平等原則についての出題 |
| | 細かすぎる判例 |
| | 実務に全く必要のない歴史のような問題。 |
| | 重要判例解説からの最新判例の問題 |
| | 出題の意図がテストにしては不明確で、テストとしての役割を果たしているのか不明でした |
| | 少なくとも私の学校では憲法総論は全く扱ってないです。 |
| | 世界史的な問題。 |
| | 損失補償が福祉国家の下で制定されたか否か。 |
| | 損失補償の根拠、選挙活動の不平等 |
| | 問9肢ウ、問11(難易度はさておき、実務家登用試験としての妥当性に疑問) |
| | 第11問 西洋史的な問題 |
| | 疑義問。第12問肢ウ。「是認」の意味が不明確だった。 |
| | 11問や、12問は法科大学院であまり扱わない分野だと思う。 |
| | 第11問、19問。その他、法科大学院で扱う分野であるものの過度に細かい知識を問う問題がいくつもあった。 |
| | 通信の秘密 |
| | 通信の秘密や近代立憲主義、国政調査権など |

| | |
|----|--|
| | <p>統治分野【2】</p> <p>統法部分等</p> <p>同様に扱うことの平等権侵害の事例についての考え方</p> <p>独自の解釈をしないと結論が出せない。正誤問題など。</p> <p>日本語として不明。題意がわからない。</p> <p>判例の細かい知識</p> <p>判例の文言の細かい言い回しで、正誤を判定させる短答式問題の全般。</p> <p>判例を一字一句細かく聞くような問い</p> <p>判例問題</p> <p>福祉国家</p> <p>平等に扱うことを不平等とする点</p> <p>平等権</p> <p>法科大学院で扱わない判例</p> |
| 民法 | <p>10問、32問は、細かすぎる知識で、法科大学院であまり扱わないと思う。</p> <p>覚えていないが、基本的なことでも大学院で扱わなかった所がある。</p> <p>学校では条文を軽視しているので短答の要求と講義はズレている。</p> <p>基本的に差を付けられるために、そうした範囲を超える問題は必ず出るし、むしろ、基本的事項なのに、意味不明な結論の問いで差をつけさせるようにすると、基礎が分かりづらくなるので、敢えてマニアックな問題を入れた方がマシかもしれない。それか、多くの人が9割以上とれるようにするとかの方が良いと思うし、その方向に向かっていると思う。</p> <p>去年までと異なり、非常に細かい知識が問われている。</p> <p>債権</p> <p>最新の重要判例解説からの出題があった</p> <p>細かい条文の問題があった気がした。</p> <p>細かい判例知識</p> <p>事件事実の問題がかなり出題されていた感があるが、法科大学院だけの講義だけでは不十分だと痛感させられた。</p> <p>親族相続分野【2】</p> <p>担保など。</p> <p>不動産登記法や、債務不履行による損害賠償についてなど</p> <p>附合について主に問題とする場合</p> <p>要件事実を民法の授業ではほとんどやっていない。</p> <p>利息制限法【2】</p> |
| 刑法 | <p>11問は細かすぎるし、刑法としての枠を超えた肢もあったと思う。</p> <p>パズル系の問題</p> <p>覚えていないが、基本的なことでも大学院で扱わなかった所がある。</p> <p>学説の対立に関するパズル問題</p> <p>基本的に差を付けられるために、そうした範囲を超える問題は必ず出るし、むしろ、基本的事項なのに、意味不明な結論の問いで差をつけさせるようにすると、基礎が分かりづらくなるので、敢えてマニアックな問題を入れた方がマシかもしれない。それか、多くの人が10割以上とれるようにするとかの方が良いと思うし、その方向に向かっていると思う。</p> <p>行為無価値、結果無価値に関する問題</p> <p>罪刑法定主義の意義等を問う問題(第19問は、法科大学院で全く扱わないのに出題されて戸惑った。)</p> <p>罪刑法定主義問題</p> <p>罪数問題が細かすぎる</p> <p>責任能力</p> <p>総論</p> <p>総論分野での説対立</p> <p>分部点なしが学んでいない出題に響いた。</p> <p>法科大学院で扱わない判例</p> <p>防衛の意思の問題</p> <p>刑法第7問</p> <p>問7論理的思考力は適性試験で図るべき</p> <p>論文試験で出題された、横領と窃盗の構成要件的な重なり合いの有無を問う出題は、法科大学院でも扱わなかったし、たいていの教科書にも記載はない。かといって高度な法的思考力を試すことができるものでもなく、あまり適切ではない出題と感じた。</p> |

d A短答式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目がありますか。

| | |
|---------------|-----|
| 1. 現行のままでよい | 210 |
| 2. 加えるべき科目がある | 70 |
| 3. 減らすべきである | 8 |
| 無回答 | 13 |

短答式試験科目は現行のままでよいと考えますか。加えるべき科目や、減らすべき科目・分野がありますか。



B 2. 3. の場合、どのような科目ですか。

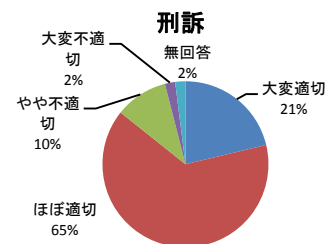
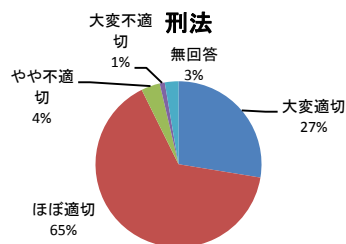
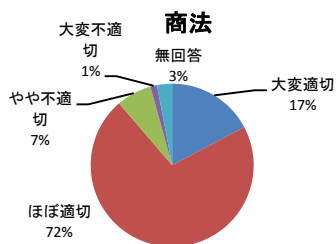
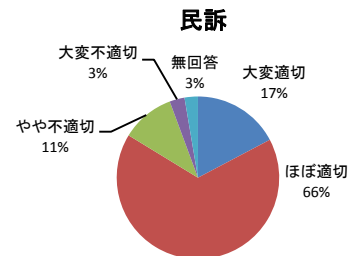
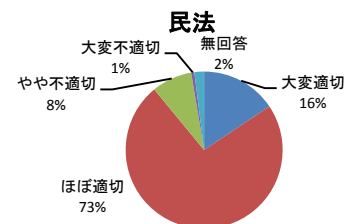
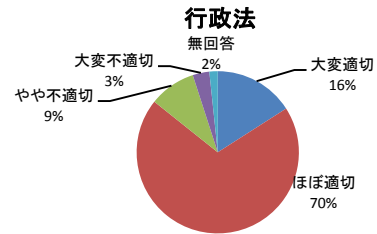
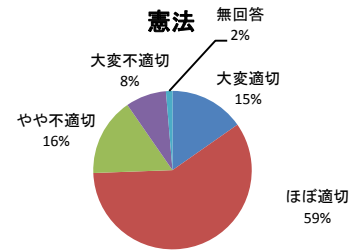
加えるべき科目がある

| |
|--|
| 7科目に戻すべき【19】 |
| 民事訴訟法、刑事訴訟法【13】 |
| 民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法【4】 |
| 商法、民事訴訟法、刑事訴訟法は加えるべき。 |
| 商法・民訴・行政・刑訴。 |
| 高法、両訴、選択科目分。 |
| 3科目は少ない。6割5分近くとって不合格は酷い。 |
| 7科目の方が良いのではないかと思います。また、短答式試験に相当する試験を法科大学院在学時期にしても良いと思います。 |
| もっと科目数を増やしたほうがよい。例えば、刑訴、民訴などの手続き法は加えるべきであると感じました。 |
| やはり、7科目に戻すべきだと思います。両訴の代わり、選択科目は廃止すべきだと思います |
| 下4法。上3だけだと、みんなそれなりにできてしまう。実力差以上に、論文終了後の追込みとケアレスミスの差で、成績が大きく上下動しかねず、解いていて怖い。(短答試験が「ケアレスミスをするな」という趣旨の試験でもあることを踏まえると、文句はないが) |
| 憲法の代わりに行政法を短答科目に戻すべきである。憲法は実務との関連が希薄な間が多いからである。行政法は、行政訴訟について知識を得る必要があるだろう。 |
| 憲法は、判例の文言レベルで正否を分けるなど、重箱の隅をつつくような問題を出す傾向にある。そのため、これが3科目のうち1つを構成するのであれば、受験生にとって択一足切り(特に公法系)への恐怖が前年以上に高まったのではないかとと思われる。憲法の過去問を見ても、当該科目の傾向は変更が見られない。したがって、公法系については、行政法を加えるなりしてもいいのではないかと思います。 |
| 元に戻さない。7科目やらないと学生は勉強しない。 |
| 元に戻すべき。直前の詰め込みに頼る人が増えてしまう。 |
| 行政法、商法・会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法。 |
| 前の7科目のままでよい。結局論文試験で7科目勉強する必要があり、勉強する量は変わらない。ただし論文ででない、行政組織法や民事保全法、手形法は除いてほしい |
| 昨年までの7科目に戻した方が公平だと思う。問題数が減るとブロックによる高得点が生じやすくなる。 |
| 実務家となるものとして考えるのであれば、前年度と同様、訴訟法関連についてもあってもいいと思います。 |
| 実務家登用試験として、訴訟法の知識(民事訴訟法と刑事訴訟法)は、短答式において試さないといけないのではないだろうか。一般論としても、論文試験固有の存在意義(法的な基礎知識が修得されていることを前提に、これを応用展開し、説得的に分かりやすく文書で表現する能力を試す)を明確にするためにも、論文試験を実施する科目についての基礎的な知識を、択一で問うことは必要だと思う。 |
| 従前の6科目のほうが実力がわかると思う |
| 従前のように、7科目で行われた方がよいと思います。 |
| 従来の7科目に戻すべきである。短答を3科目にした理由の1つは、受験者の負担を減らすことある考えられるが、短答の合格ライン自体が上昇している(2番目に高い)とともに、司法試験に合格するであろう1600番あたりでも8割とらなければならないとすれば短答における受験生の負担は減少していないと考えられる。他方、従来の7科目の勉強をすることで、論文を勉強しているだけでは学べないトータル力をつけることができるかと考える。そのため、なくなってしまった、商法・民訴・行政法・刑訴を復活させるべきである。 |
| 従来通り、訴訟法、行政法、商法も行う方がよいと思います。基本的な知識がないままやみくもに論文演習を行う弊害を少なくするためです。未修者はこのような傾向にあると思います。もちろん受験生にとっては3科目の方が楽なのは事実ですが、長い目で見ると、現行制度にそぐうのは、7科目について基礎知識を問う形態だと思います。 |
| 条文を勉強することができるので7科目の方が良かったです。 |
| 選択科目。 |
| 訴訟法、会社法は手続きなど、知識面が大きいので短答式が必要だと思います。 |
| 訴訟法はやはり短答があったほうが合格後のことを考えるとよいのではないかと思います。 |
| 民事訴訟法、刑事訴訟法の手続は実務で大変重要であるので、短答式問題で問うべきであると考え。一方で、憲法の条文・判例以外の知識問題、憲法総論的な知識問題は不要ではないかと考える。 |
| 民事訴訟法。合格者の大半が弁護士ないし法務部等に進むから。 |
| 民事訴訟法及び刑事訴訟法については、論文を止めて短答のみ実施すべき。訴訟法は、実務上、短答程度の知識は必要であるとしても、論文で問われるほどのことが必要性が高いとは思われないから。 |
| 民訴、刑訴は必要なのではないかと思います。手続に無知な合格者を増やすリスクがあります。修習にも悪影響。行政法、会社、手形等はなくともよいとは思いました。 |
| 民訴、刑訴を加えて、憲法を外すべき |
| 両訴と商法くらいはやって良いと思ったけど、やらない方がありがたい。 |
| 両訴訟法は論文でも問いにくい手続き的知識が実務上も多く必要になると考えられるため、短答式で問うべきだと思う。 |
| 減らすべきである |
| 憲法【2】 |
| 憲法は国語表現において、回答者の評価により判断が変わりうるため、不当。 |
| 最高法規ではあるが、現状のように学説を聞くくらいなら憲法は不要。 |
| 暗記力のみを試す短答式はすべて廃止すべきである。 |
| 司法試験の受験生は法科大学院卒業生か予備試験合格者という一定の法的知識を持つであろう者なので、択一(短答式試験)をやる意味はないので、択一(短答式試験科目)は不要である。 |
| 選択科目の日程が最後だときついので、5月中旬に短答をやって、その合格者だけ論文を受けられるなどにしてもよいと思う(論文の日程の後、1日くらい再中日がほしい)。科目は現状維持がよい(それか、全く短答なしでもよい)。短答で落ちたら、せっかく論文を書いたのに、全くみてもえられない点は受験生にとってこんな悔しいことはない(4日のうち3日は徒労になる)。 |
| 論文だけで採点を欲しい |

(2) 論文式試験(必須科目)についてのご意見

a 科目の融合問題の有無, 大問と小問の区分けなど, 出題形式が適切かについて

| | | | |
|-----|-----|-------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 大変適切 | 46 |
| | | ほぼ適切 | 178 |
| | | やや不適切 | 48 |
| | | 大変不適切 | 25 |
| | 行政法 | 大変適切 | 48 |
| | | ほぼ適切 | 210 |
| | | やや不適切 | 28 |
| | | 大変不適切 | 10 |
| 民事系 | 民法 | 大変適切 | 47 |
| | | ほぼ適切 | 221 |
| | | やや不適切 | 25 |
| | | 大変不適切 | 2 |
| | 民訴 | 大変適切 | 52 |
| | | ほぼ適切 | 200 |
| | | やや不適切 | 32 |
| | | 大変不適切 | 9 |
| | 商法 | 大変適切 | 52 |
| | | ほぼ適切 | 215 |
| | | やや不適切 | 21 |
| | | 大変不適切 | 4 |
| 刑事系 | 刑法 | 大変適切 | 83 |
| | | ほぼ適切 | 196 |
| | | やや不適切 | 11 |
| | | 大変不適切 | 3 |
| | 刑訴 | 大変適切 | 64 |
| | | ほぼ適切 | 194 |
| | | やや不適切 | 31 |
| | | 大変不適切 | 6 |
| | | 無回答 | 6 |



a 科目の融合問題の有無、大問と小問の区分けなど、出題形式が適切かについて

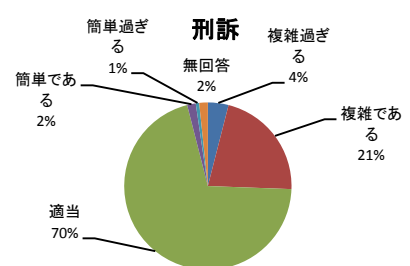
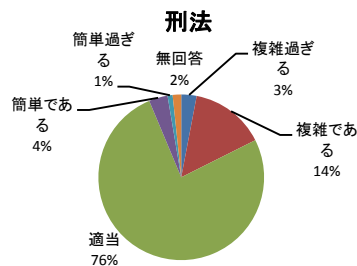
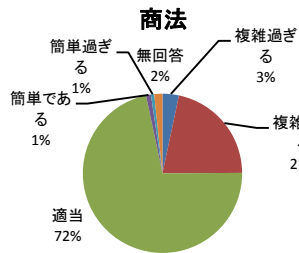
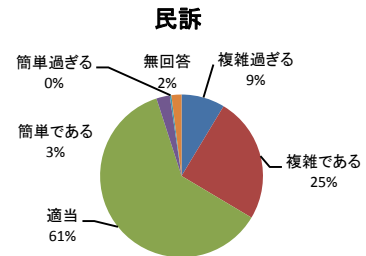
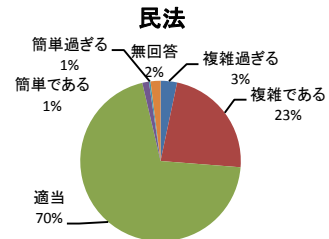
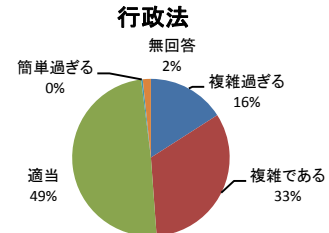
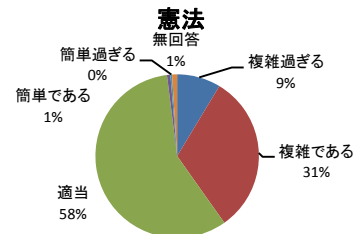
各項目で「やや不適切」「大変不適切」を選択された方:具体的にはどのようなことですか

| |
|---|
| 憲法:原告主張と私見での記述の配分が必ずしも明確でない。そのため、原告主張において丁寧な構成を行うと私見(設問2)で配点されている点が得られないのではないかなど不安が残る。 |
| 刑事訴訟法:規範を書いた上で、問題文に挙げられた事情を全て拾っていくと絶対に時間が足りないと感じる。2時間以内では書ききれない。 |
| 憲法:いっそのこと主張反論形式の出題は廃止して、私見のみ問うべきである。 |
| 憲法:配点が固定されたことでこれまで以上に主張反論形式の書き分けに気を配る必要が生じて、テクニックありきになっている。 |
| 憲法:問題の指示が多いため、時間内に解答できない |
| 行政法:誘導がわかりづらい |
| 民訴法:出題の指示が不明確 |
| 憲法:被告人の反論を設問2にしないと構成が難しい。 |
| 憲法:原告、被告、裁判所と問題が分けられることによって、論述の自由度が低くなった。とても解きにくい。 |
| 憲法:配点を明記したのとはわかりやすいが、被告の反論をあえて設問1のほうに変える必要はなかったと思う。構成の仕方によっては大変書きづらくなってしまう。 |
| 憲法:反論を小問立てする必要があると感じられない |
| 憲法:「論じないこととする」とされた問題点について、触れること一切が禁じられているのか判断に迷うところがある。 |
| 憲法:原告、被告、裁判所を分けることにより、自由度がなくなった点。 |
| 憲法:反論を小問にすると回答しにくい。 |
| 憲法:原告被告の主張反論と自己の見解に配点が振られるのはよいが、書く分量は先に書く内容の方がどうしても多くなる。結局書く分量のバランスを取るにはつながらない。旧司や予備の出題形式の方が結局わかりやすい。 |
| 憲法:主張、反論、自己の見解につき、本当にそのような区分ごとの得点配分がなされることが適切なのか疑問である。 |
| 商法:論述すべき分量と得点配分に違和感を感じ戸惑った。 |
| 憲法:他の科目では大問ごとに問われる知識・事実が明確に区別されているのと異なり、融合的であるため、全体的な高度な理解が問われる。したがって、きわめて優秀な層の区分は可能だと思うが、一般的な受験者としては、問われている部分をより明示的にして、法律問題ごとに回答可能な形にしてほしい。現行の方法だと、法律問題以前の日本語能力の問題に比重が置かれているように感じる。また、本年度より、配点の明示は一応行われたが、あの配点の仕方に意味があるとは思えない。 |
| 憲法:問い方が抽象的すぎて、論述しにくい。行政法に関して、論述の分量に対する配点の分量が不適切だと思う。民法は、問いの形式が複雑すぎる。民事訴訟法は、設問を読むのみでは何が問われているか分りにくい。刑事訴訟法は、配点を明示してほしい。 |
| 憲法:「被告の想定反論」は「あなたの意見」の中で書く方が書きやすい場合があるので、H26年のスタイルの方が望ましい |
| 憲法:出題形式は不適切である。なぜなら実質的に同じ問題を二度解答させるものであり、しかも結論を異にするものであることが期待されているからである。統治を出題しないから、結果として、二度解答させることになるかと推量している。そうであるなら、統治を出題すれば奇妙な出題形式にする必要がないと考える。民事訴訟法は、出題意図が不明確である。出題の趣旨と採点実感とで異なることが記載されている年が多く、これは受験生が問題に対応できなかった、つまり司法試験の出題レベルを超えている疑いを示している。 |
| 憲法:設問がどのように分かれているのか、把握するのが難しかった。 |
| 憲法:設問の変更で主張と反論を噛み合わせるがかえって困難になった。 |
| 憲法:そもそも問うている量が多すぎる。主張反論型のこれまでの出題方式を、原告、被告、私見でそれぞれ書かせる方式に変えられたことにより、書かなければならない分量がさらに増えた。 |
| 憲法:解答がはっきりしないので、試験の体をなしていない。憲法、行政法ともに現場思考を問いたいのであれば、試験が終わった後に別の機会を設けて、時間をかけて問えばよいと思う。問題文を読んで、答案を書く時間を引くと、考える時間は高々5~10分程度しかないで、そもそも考える余裕はない。刑法と刑事訴訟法は論点が多すぎる。字を書くのが早い人が優位な試験となっている。 |
| 憲法:論じる際に条件をつけすぎ。通常憲法の主張では適切と思う権利を主張して取捨選択して論じるが、初めから論じる人権について誘導しすぎである。行政法は前に大問2題の形式が良い |
| 憲法:「原告の期待に沿うように…」というようなフレーズが設問中にあり気になった。問題文中には原告の要望が大きく3つあったが、これについて「それぞれ3個の主張をせよ」という誘導なのか、あくまで期待に沿えばいくつ主張してもよいのかが不安だった。刑事訴訟法の設問2の問い方が、結局何を聞きたいのかがあまり明らかではなく、解答をしていて適切に問いに答えられているのかが不安になった。 |
| 憲法:さすがに親切すぎる気がした。しかし、近年の受験生のレベルが低下しているとお考えならば、やむを得ないかもしれない。刑事訴訟法は刑法と異なり、設問ごとに分けやすいので、設問1と設問2とで配点を明記して頂けるとありがたい。おそらく半々だとは思うが。 |
| 憲法:構成が他の科目に比べて広がるように思います。たとえば人権設定も複数考えられる結果、出題趣旨と合わず、点数が伸びないこともあります。これについて、趣旨や雑感では「センスが問われる」などとしていますが、これでは登用試験としての本質と合わないと感じます。 |
| 行政法(民訴法も):誘導が難解。商法は論点の隠し方が難しすぎたり雑だったりする。 |
| 行政法:民訴法の設問がややこしすぎる。 |
| 行政法:関係法規が見にくかった。また弁護士同士の会話の日本語が不自由であり、表現能力不足。 |
| 行政法:他の科目と比較しても、あまりにも読むべき資料が多すぎるため、2時間という短時間の試験として、論述すべき時間が少なすぎる。 |
| 民法や会社法、刑法。刑事訴訟法:設問や書くことが多すぎて時間が足りない。本番を経験した多くの学生が異口同音に、新司法試験は時間が足りないと嘆いています。設問自体は行政法を除き、良問であると思いますが、あまりにも時間が少なすぎて、頭の中にはっきり論述すべきことが浮かんでいるのに、書く時間が足りません。せっかく法科大学院で学んだ成果を出したいのに時間が足りないために不合格になってしまうのは残念でなりません。試験時間を長くするか、設問の文章を短くする等の対策を強く望みます。 |
| 27年民法:易しめの間で分量が多く、時間配分能力、要領のよさで差がつきすぎると感じました。 |
| 民法:主張反論型の問題で、各主張の可否を検討させる問題があったが(設問1)、主張を一旦認めないと反論が書きにくいので、答案構成の際に悩ましかった。 |
| 民法:各小問で「どのような主張ができるか」のみ問うているものと、その主張が認められるかまで問うているものが入り組んでいる。 |
| 刑事訴訟法:設問2が何をどのように答えてほしいのか分りにくい。 |
| 民事訴訟法:重箱の隅をつつく内容が多く見られた。分厚い専門書を読んでいただけが解答し易い内容であったりと不適切だと感じ |
| 民事訴訟法:問題文(設問2)が日本語として極めて不適切である。出題者は、どうしてこのような出題がなされたのかについて、採点実感で明らかにされたい。 |
| 民事訴訟法:勉強したせいかを發揮できないこともあり得るような現場思考問題が多い。ロースクールで、そのような問題に対応できるような思考の訓練まではしないので、ロースクールの勉強が役立たない科目であると感じる。他の科目は、基本と応用が程よく散りばめられているが、民事訴訟法は応用しか問うてない点で、学習もつらく勉強のせいかあまり出ない。勉強しても分からない問題は、思考力を問えるので何問か出てもよいが、民事訴訟法に関してはほぼ全問応用である点がよくないと考える。今年くらいの難易度だと、ちょうどよいと思う。 |
| 民訴:リードが細かすぎる気がする。設問1がどこまで書くべきか不明。 |
| 民訴法:誘導の意味がわかりにくい |
| 刑事系科目は、全てまともに論述しようとする、とても8枚・2時間以内では書ききることができない。事務処理能力の確認をしようとするものと推察されるが、もう少し量を考えてほしい。 |

| |
|---|
| 刑事訴訟法：設問2は、全体の難易度も考慮して、あえて、複数の問題点を同一の設問内で問う形式にしたと思われる。しかし、出題者の意図するところを受験者に適切に伝えるためにも、設問2は、さらに二つの小問に分けて、小問1で証拠収集上の問題点とそれを踏まえた証拠能力の論述を、小問2で伝聞の理解を踏まえた論述を、それぞれ問うべきであったと思う。また、必要十分な記述をして受験生が実力を十分発揮できるように、配点も併記すべき様に思う(今年度から、憲法においても、配点割合が明記された)。 |
| 刑事訴訟法は配点割合を明記するべきだと思います。 |
| 刑訴 書くべきことが暗黙の了解となっており、予備校などで試験テクニックを習ったかが、論点を捨てるかの境目になりがち。□ |
| 刑訴の設問2の指示につき、前者の結論次第では後者を答えるのがでないのではないか。そのため、結論を一方的に決められていた気がした。 |
| Xと私見の書き分けで記載が重複する上、試験をしっかりと書くにはXで手を抜く必要があり厄介。 |
| こじつけのような出題がある様に感じる。 |
| 各科目とも問題が多すぎて時間が足りない。特に行政法が時間が足りない。 |
| 各小問が実質的には独立した問いなのに、形式的にはあたかも関係があるかのように問題文が続いていて、そのために読む時間がかかる割に、考える時間が少なくなってしまう、紛らわしいだけの弊害が生じている。 |
| 出題のパターンが決まってきている |
| 少し出題範囲がせまいことや、難し過ぎることがある。 |
| 設問1つあたりに、答えるべき内容が多い。又は、隠された問いがある。 |
| 全科目で配点を明示するべき。現状では、一部科目にとどまっており、不十分である。 |
| 全科目時間が足りない点で不適切である。民事訴訟法は法科大学院で教える範囲を超えていると思う。 |
| 一般的に問題の量が多く、事務処理能力により差が出てしまう点。 |
| 他の科目と比べて誘導が少なく、どの事実・法的問題について論じればよいか余計に考えてしまった。 |
| そもそもよくわからない。 |
| 何を問うているのか不明確。 |
| 題意が分かりづらい |
| 題意不明 |
| 配点が記載されておらず記述の分量に迷う |
| 変則的に感じた。 |
| 問う論点が多すぎる。 |
| 理論面の問題が多いのもう少し事案のあてはめができるものを。 |
| 良が多い。 |
| 例年と異なり配点が明示されていたが、例年どおり、原告の主張、反論、あなたの見解で総合評価したほうが適切であると考えます。 |
| 論点多すぎて書き切れない(特に刑事系の科目)。 |

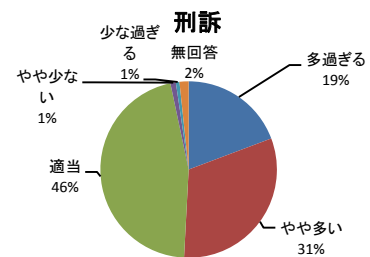
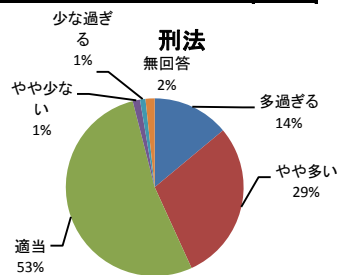
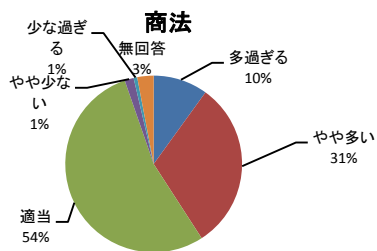
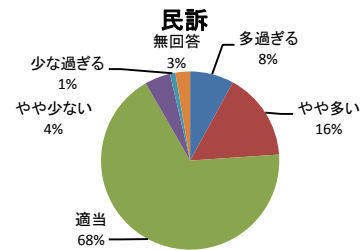
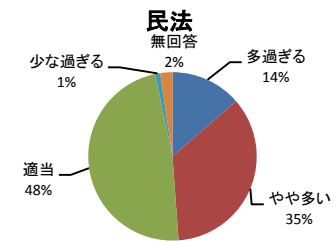
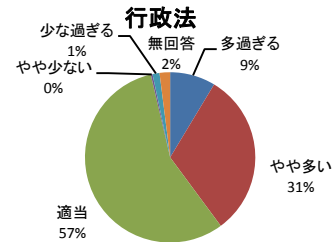
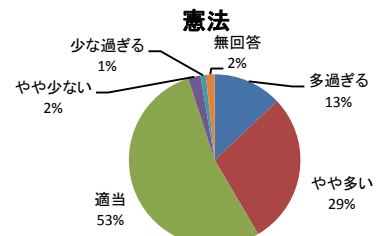
b 問題事例の設定について

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 複雑過ぎる | 26 |
| | | 複雑である | 95 |
| | | 適当 | 174 |
| | | 簡単である | 2 |
| | | 簡単過ぎる | 1 |
| | 無回答 | 3 | |
| | 行政法 | 複雑過ぎる | 48 |
| | | 複雑である | 99 |
| | | 適当 | 148 |
| | | 簡単である | 0 |
| 簡単過ぎる | | 1 | |
| 無回答 | 5 | | |
| 民事系 | 民法 | 複雑過ぎる | 10 |
| | | 複雑である | 69 |
| | | 適当 | 211 |
| | | 簡単である | 4 |
| | | 簡単過ぎる | 1 |
| | | 無回答 | 6 |
| | 民訴 | 複雑過ぎる | 26 |
| | | 複雑である | 75 |
| | | 適当 | 185 |
| | | 簡単である | 8 |
| | | 簡単過ぎる | 1 |
| | 無回答 | 6 | |
| | 商法 | 複雑過ぎる | 10 |
| | | 複雑である | 65 |
| | | 適当 | 216 |
| 簡単である | | 3 | |
| 簡単過ぎる | | 2 | |
| 無回答 | 5 | | |
| 刑事系 | 刑法 | 複雑過ぎる | 9 |
| | | 複雑である | 44 |
| | | 適当 | 229 |
| | | 簡単である | 11 |
| | | 簡単過ぎる | 3 |
| | 無回答 | 5 | |
| | 刑訴 | 複雑過ぎる | 12 |
| | | 複雑である | 65 |
| | | 適当 | 212 |
| | | 簡単である | 5 |
| 簡単過ぎる | | 2 | |
| 無回答 | 5 | | |



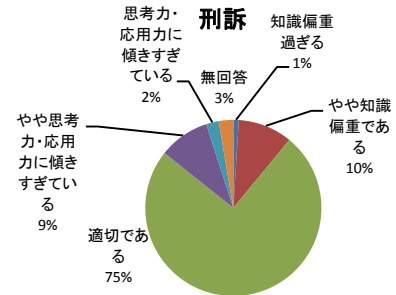
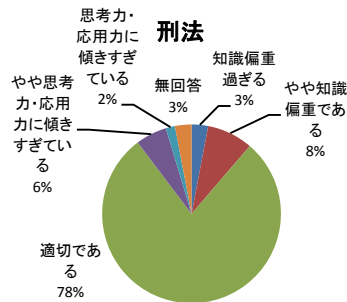
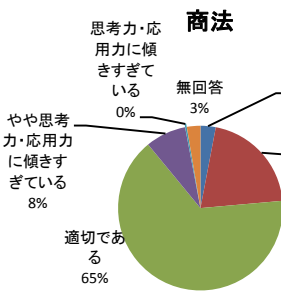
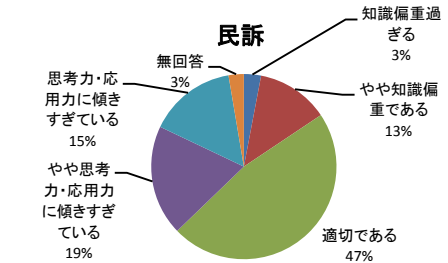
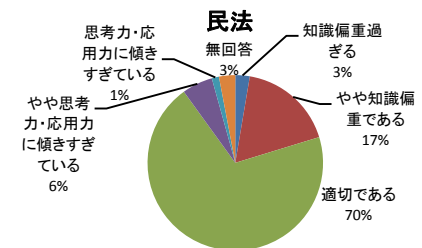
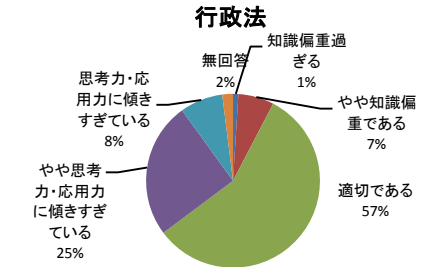
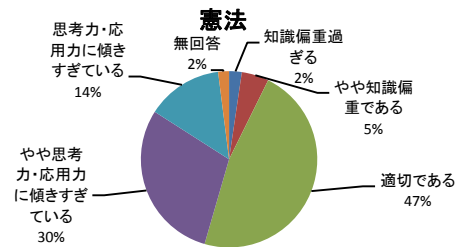
c 論点の数について

| | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 多過ぎる | 39 |
| | | やや多い | 86 |
| | | 適当 | 161 |
| | | やや少ない | 7 |
| | | 少な過ぎる | 3 |
| | 無回答 | 5 | |
| | 行政法 | 多過ぎる | 26 |
| | | やや多い | 94 |
| | | 適当 | 170 |
| | | やや少ない | 1 |
| 少な過ぎる | | 4 | |
| 無回答 | 6 | | |
| 民事系 | 民法 | 多過ぎる | 41 |
| | | やや多い | 106 |
| | | 適当 | 144 |
| | | やや少ない | 0 |
| | | 少な過ぎる | 3 |
| | 無回答 | 7 | |
| | 民訴 | 多過ぎる | 24 |
| | | やや多い | 48 |
| | | 適当 | 204 |
| | | やや少ない | 14 |
| | | 少な過ぎる | 3 |
| | 無回答 | 8 | |
| | 商法 | 多過ぎる | 30 |
| | | やや多い | 93 |
| | | 適当 | 162 |
| やや少ない | | 5 | |
| 少な過ぎる | | 2 | |
| 無回答 | 9 | | |
| 刑事系 | 刑法 | 多過ぎる | 42 |
| | | やや多い | 88 |
| | | 適当 | 159 |
| | | やや少ない | 4 |
| | | 少な過ぎる | 3 |
| | 無回答 | 5 | |
| | 刑訴 | 多過ぎる | 58 |
| | | やや多い | 95 |
| | | 適当 | 138 |
| | | やや少ない | 3 |
| 少な過ぎる | | 2 | |
| 無回答 | 5 | | |



d 出題の意図と解答者に要求される知識及び思考力・応用力との関係について

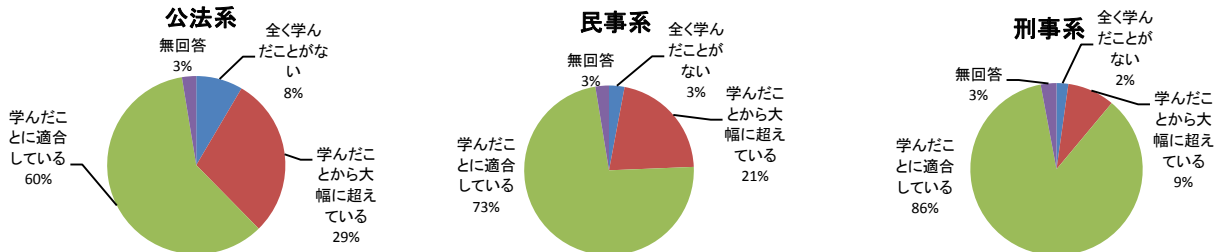
| | | | |
|-------------------|-------|-------------------|-----|
| 公法系 | 憲法 | 知識偏重過ぎる | 7 |
| | | やや知識偏重である | 15 |
| | | 適切である | 142 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 89 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 42 |
| | 無回答 | 6 | |
| | 行政法 | 知識偏重過ぎる | 3 |
| | | やや知識偏重である | 20 |
| | | 適切である | 172 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 76 |
| 思考力・応用力に傾きすぎている | | 24 | |
| 無回答 | 6 | | |
| 民事系 | 民法 | 知識偏重過ぎる | 8 |
| | | やや知識偏重である | 53 |
| | | 適切である | 210 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 17 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 4 |
| | 無回答 | 9 | |
| | 民事訴訟法 | 知識偏重過ぎる | 9 |
| | | やや知識偏重である | 38 |
| | | 適切である | 142 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 58 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 46 |
| | 無回答 | 8 | |
| | 商法 | 知識偏重過ぎる | 9 |
| | | やや知識偏重である | 62 |
| | | 適切である | 197 |
| やや思考力・応用力に傾きすぎている | | 24 | |
| 思考力・応用力に傾きすぎている | | 1 | |
| 無回答 | 8 | | |
| 刑事系 | 刑法 | 知識偏重過ぎる | 9 |
| | | やや知識偏重である | 25 |
| | | 適切である | 236 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 17 |
| | | 思考力・応用力に傾きすぎている | 5 |
| | 無回答 | 9 | |
| | 刑事訴訟法 | 知識偏重過ぎる | 3 |
| | | やや知識偏重である | 30 |
| | | 適切である | 225 |
| | | やや思考力・応用力に傾きすぎている | 28 |
| 思考力・応用力に傾きすぎている | | 7 | |
| 無回答 | 8 | | |



● 法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。問われている論点は法科大学院の講義で学んだものでしたか

※(7) 経歴等①法科大学院卒業と答えた回答271通を対象に集計した。

| 法学系 | 全く学んだことがない | 23 |
|-----|-----------------|-----|
| 公法系 | 学んだことから大幅に超えている | 79 |
| | 学んだことに適合している | 162 |
| | 無回答 | 7 |
| | 全く学んだことがない | 8 |
| 民事系 | 学んだことから大幅に超えている | 58 |
| | 学んだことに適合している | 198 |
| | 無回答 | 7 |
| | 全く学んだことがない | 6 |
| 刑事系 | 学んだことから大幅に超えている | 24 |
| | 学んだことに適合している | 233 |
| | 無回答 | 8 |
| | 全く学んだことがない | 6 |



(3) 論文式試験(選択科目)についてご意見があれば、お書きください。

受験した科目は[]であり、[]

環境法: 第1問(法政策)は、毎度書くことが多くて、到底4枚に収まりきりません。したがって、4枚制限をなくして、8枚を自由に使えるようにしてほしいです。

環境法: 難易度的には、概ね適切な良問だと思いました。ただし、やや問題量(論述すべき分量)が多いと感じた。

環境法: (1) 本年の出題内容が、上智大学法科大学院で2014年度前期開講の越智敏裕教授による環境法系科目の期末試験に極めて類似したものであった。

(2) 環境法は実質的に大塚教授(早稲田大学)と北村教授(上智大学)による出題ではないかということが以前から言われ、両教授の単著又は共著が環境法学習の王道とされている。

このような状況において、右のいずれの著書でも触れられていない論点を含む出題がなされ、更にそれが全体として(北村教授の同僚である)越智教授の定期試験問題に酷似していたものである。

(3) また、上智大学法科大学院においては、前記定期試験後にも、当該試験問題の答案につき教授による添削指導がなされていたとも聞き及んだ。

(4) (3)については真偽は不明であるが、(2)については試験後に知るに至り私自身の目で確認した。

(5) 以上の事実関係から、環境法の出題において公正さが害されていることは疑う余地のないものとする。このような状況が漫然と放置されている現状を強く非難したい。以上

環境法: その場で適切な条文を探すのに時間がかかってしまいましたが、これは環境法の条文に普段なら親しんでおかなかったためと思い、反省しております。問題自体は適切なものだったと思います。

環境法: よくわからなかった。

環境法: 大問ごとの配点だけでなく、設問ごとの配点が表示されていると解答しやすくなると思う。

環境法: 第2問について。手段が複数考えられる場合、分量の配分に頭を悩ませることが起きるので、あらかじめ配点を明記するなどの工夫があってもよいと思う。

環境法: 例年に無く、法律の試験という感じだった。

経済法: 2つの設問ともに基礎的な理解力を試す良問であったと思われる。ここで必ずしも求められる意見ではないかもしれないが、基幹科目以外の学習環境を整える意味でも選択科目の廃止には強く反対したい。

経済法: 学んだことに適合的で良い問題だったと思います。

経済法: 事案の内容、回答すべき量ともに適切だったと思います。

経済法: 出題の難易度は適切と感じた。論点は分かりやすい分、事実を使った個別具体的検討に力を入れて論ぜよ、という出題意図を感じた。それは、科目特性から言っても、適切だと思う。

経済法: あまり主要でない条文を出しすぎである。

経済法: 実務で使わない条文を出し過ぎ。知識偏重で大変不適切。

経済法: 条文選択を間違えると大幅に減点される出題は控えてほしい。

経済法: 設問の趣旨がいまいち明確でない。原因としては、検討する際の立場が明記されていないからだと思われる。

経済法: 他の科目よりも出題傾向が過度に安定していて勉強内容が同じ事項の繰り返しに傾きすぎる。

経済法: 論述すべき行為類型が分かりにくすぎる。

国際関係法(公法系): 昨年度よりも適正化したと感じた。昨年度はいわゆる戦時国際法からの出題で、国際法を選択科目から除外したのではないかとすら、感じた。他の選択科目の出題範囲をよく、検討してから国際法も出題していただきたい。今年度は、質量ともに適正だったと思う。

国際公法: 設問1は、問題文の意味することがわからない小問があった。

国際公法: 題意が他の選択科目に比べて掴みにくい。

国際公法: 範囲が広く、準備が大変だった。

国際私法: 適切だと思いました。

国際私法: 基本的な知識を問う適切な問題であったと思う。

国際私法: 時間が足りないので、設問の数を少なくしてほしい。また、私は貿易会社で勤務経験がありますが、司法試験の問題の出題傾向と実務の現状がずれていると思います。特に、信用状取引やCIF等の貿易実務に関する出題がこの十年間全くないのはなぜなのか理解できません。現在、司法試験を受験する学生のほとんどは社会人経験がない若者ですが、そのような現状を変え、多様性のある社会人をより多く合格させるためにも出題問題に工夫が必要であると思います。

国際私法: 出題は適正であった。

国際私法: 難度が上がった。

国際私法: 法的思考力を試す試験ではなく、概ね論証の吐き出し試験となっている気がする。

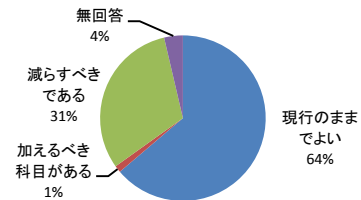
| |
|--|
| 国際私法:問題集等市販されておらず、非常に勉強しにくい科目である。もっと、基本的な設問に変更してほしいと感じた。国際私法は合格率も悪く、平均点も低いことから、出題者側も上記事情を把握すべきである。 |
| 国際私法:問題数が多い割に答案用紙が8枚なので、スペースが足りない。3時間あるのだから設問ごとに5枚の計10枚まで使えるようにしていただきたい。 |
| 国際私法:問題文に濃淡がなく、問われていることが分かり難い。細かな論点を知っているか否かで、論述の量に差が出かねない。 |
| 租税法:条文を使って適切な処理を求める良問。 |
| 租税法:適切だと感じる |
| 租税法:旧試験のような一行問題が含まれている。しかも、過去問でも繰り返し問われている。このような出題の態度は、新司法試験に適合しないので、止めなければならないはずである。また、事案の処理に必要な参照論文が挙げられていないことがあり、過去問でもそうである。どういう見か。 |
| 租税法:現行のままで良いと思います。 |
| 租税法:大学院の授業であまり学んだことのない分野から出題されたように思う(第2問)。 |
| 租税法:受験科目からなくなるとの話もあったようですが、実務上重要な先端分野が多いためぜひ継続して下さい。 |
| 租税法:出題は適切。ただし、国税通則法の出題範囲が不明確で、勉強をどこまですればよいかわからなかった。 |
| 租税法:適切。 |
| 租税法:答案用紙は同数のまま傾斜配点を行うことはやめてほしい。 |
| 租税法:内容は適切である。 |
| 知財:まず、実務家教員が教えらるる範囲を超えたマニアックな論点や知識の出題が多い。学者の間でも、結論が異なるばかりか、ある問題点について、Aという論点として論じる人をBという論点で論じる人がいたりする。ほかの必須科目と比べて、不安定になり、実力が反映される試験なの疑問をもつ。 |
| 知財:今年は問題も適切であったと思う。少し細かい知識を問われていると感じた。 |
| 知財:特許は毎回応用的な問題であり、難しい。全く問題点に気づけないおそれがある。 |
| 知財:むずかしかった。 |
| 知財:楽しかった。 |
| 知財法:適切である |
| 知財法:特許法が難しすぎる。著作権法は適当だと思う。 |
| 知的財産法:いくら勉強してもなかなか論文が書けない。 |
| 知的財産法:近年中に出された重要判例が問われることが多く、望ましい傾向といえる。今日における我が国での知的財産分野の重要性の高まりを踏まえると、知的財産法を選択科目から排除することは愚策というほかない。 |
| 知的財産法:事案が長く複雑な割に、例年場合分けが必要なほかした問題文がある。事案が長い意味がないので何とかしてほしい |
| 知的財産法:実質2科目なので、特許法と著作権法を分けるべき。 |
| 知的財産法:特許法はやや専門的過ぎるのではないかと感じた。著作権法は適当だと思う。 |
| 知的財産法:範囲が他と比べて広い気がする。 |
| 知的財産法:問題の分業が多すぎる。 |
| 倒産法:学んでみて実感したが、他の法律選択科目に比べて求められる準備が多すぎるように感じた |
| 倒産法:実務に偏りすぎている。馴染みのない話だった。民事再生の表は見方さえ知らないし習ってない口 |
| 倒産法:科目により難易度が異なったり、また受験生への負担が大きいため、廃止してほしい。 |
| 倒産法:参考としている判例が明確で良かった。 |
| 倒産法:出題のセンスの高さと、自らの勉強不足を感じた。 |
| 倒産法:出題予想がたやすいと感じた。 |
| 倒産法:過去の問題と比較して、知識があれば解答できるものが減り、基本的な知識を基礎に自分で考える問題が増えているように感じる。 |
| 倒産法:基本に沿った問題がでた。 |
| 倒産法:今回は事例が複雑すぎるし、論点が多すぎ |
| 倒産法:他の7科目と比較して難易度が高いように感じました。 |
| 倒産法:他の科目と比べて、問題文が長すぎる。判例を知っていれば書けるというような、単に知識に左右される出題は不適当だと思う。 |
| 倒産法:適切だったと思います。 |
| 倒産法:倒産法は、去年の出題よりも、法科大学院で学んだ基本をよく理解しているか問う問題であって、改善されたように思います。 |
| 倒産法:毎年のことですが、50点×2通とする目的・意図が全科目についてあるのか不明です。 |
| 倒産法の場合は破産・民再で1問ずつという作問しやすさの都合はわかりますが、片方がどれだけよくできて最大50点となる仕組みについて他の基本7科目とのアンバランスさを感じます。 |
| 倒産法:模範答案を示して欲しい。 |
| 倒産法:問題の趣旨がいまいちつかめない問題があった。 |
| 倒産法:問題自体は適切です。 |
| 破産法:問題文がやや長い(時間内に終わらない)。(判例・学説などの知識・思考力など総合的にみて)レベルも近年高くなっている気もする。 |
| 民事訴訟法:ここ数年の出題においては、細かい学説の対立や応用的な論点(いずれも実務家になった場合、ほとんど役に立たないもの)を知っていたもの勝ちの傾向があるように感じました。実務家登用試験である以上、まずは実務家に必要な知識の有無を問うべきであり、現状のような、いたずらに奇をてらった出題は避けるべきであると考えます。 |
| 労働法:試験時間を現行の3時間から2時間にしてほしい。 |
| 労働法:1. 第1問について (1)設問1について、労働者派遣違反の事実が影響するかという点について書くべきか迷った。問題文に労働者派遣法違反であることを前提とする旨を書き添えてほしい。(2)設問2について、整理解雇の4要素(4要件)を使うにしても、事情が少なすぎる。 |
| 2. 第2問について 全体的に不要かと思われる問題が多く(ex.Y社がパートタイマーを活用して多大な利差をあげていたこと。Y社に全国各地に8ヶ所の営業所、3ヶ所の工場があること。労組に分会があること。Zが甲と親しく内密の懇談があったこと。甲がグループの解放を命じたこと等)。このような事情をどのように処理すべきか悩んだ。 |
| 労働法:2時間で1問にすべしと思う。なぜ3時間なのか? |
| 労働法:LSの授業に加えて、実務家弁護士フォローアップ研修の内容が、試験問題を考えるのに役立つと思う。 |
| 労働法:基本書、判例集の知識と、現場での思考で対応できる問題だと感じた。 |
| 労働法:今年は派遣の問題が出題され、実務的にもホットな分野からの出題であり、良かったのではないかと思います。 |
| 労働法:出題範囲の法律の種類が他の科目よりも多過ぎる。 |
| 労働法:設問が難しかった。 |
| 労働法:おおむね適切だった。 |
| 労働法:学んでおくべき判例を題材とする適切なものであった。答案用紙(4枚)が不足したので、5枚以上にしてほしいと思う。 |
| 3時間で2問とすることにつき、特に意味がないと思われるので、必須科目と同じ2時間にしてはどうか。 |
| 労働法:試験の内容は適切だと思うのですが、選択科目だけ試験時間が3時間である理由がよくわかりません。他の科目と同様、2時間で良いと思うのですが・・・。(解答用紙も他の2時間科目同様8ページですし。) |
| 初日の最初の科目が3時間だと疲労がたまりすぎます。 |
| 労働法:少し論点が多かったように思います。 |

| |
|--|
| 労働法: 妥当 |
| 労働法: 第1問は全く予想外の問題であった。通常の学習ではできない。 |
| 労働法: 適切な問題だったと思います。【5】 |
| 労働法: 難しすぎ。今までの出題の中で最も難しかった。もっと最高裁判例をベースにした出題をして頂きたい。 |
| 労働法: 百選をしっかりと理解すれば解答できた。 |
| 労働法: 分量や難易度は特に難しいとは思いませんでした。ただ、整理解雇を毎年問うている感じなので、別の分野からの問うべきであると思います。 |
| 労働法: 問題の数を一問にするか、各問題の中の設問の数を減らして欲しい。 |
| 労働法: 例年より、非常に難しく、難易度が安定していないことがやや気になった。難易度が各年で異なれば、到達点も変わり得るため、しっかりとボーダーを示してほしい。 |
| 労働法: 論点が多い。 |
| 受験者の負担を減らすならば選択科目をなくして短答を7科目にすべきである。なぜなら、選択科目を習得する前に基本7科目を習得した方が有益だと考えるからである。 |
| 判例百選の事案をそのまま出題しているの、判例を知っているか、知らないか、ということだけで差がついてしまう問題で、法適用能力を問うのか疑問 |

(4) A 論文式試験科目は現行のままでよいと考えますか。加えるべき科目や、減らすべき科目・分野がありますか。

| | |
|---------------|-----|
| 1. 現行のままでよい | 192 |
| 2. 加えるべき科目がある | 4 |
| 3. 減らすべきである | 94 |
| 無回答 | 11 |

論文式試験科目は現行のままでよいと考えますか。新しく加えるべき科目や、減らすべき科目がありますか



B 2. 3. の場合、どのような科目ですか。

加えるべき科目がある

選択科目2科目化の方が公平ではないか。科目間の難易度や受験生のレベルに左右されにくくなる。
英米法等
民事執行法、民事保全法について、民法ないし民事訴訟法に組み込むかたちで問う機会がないと、在学中に基礎的な学習を行う動機付けが弱く、合格後の学習にも支障が生じかねないように思われる。

減らすべきである

憲法【8】
憲法。法的な問題というよりも、ほとんど小論文のような感じになっていて、これで実務家としての有無を判断できるかは非常に疑問。
憲法: 論文式試験で出題する意味が分からない。実務家として必要な科目は他にあってはならないか。
憲法は、短答のみでも構わないのではないか。
憲法はたしかに重要だと思いますが、憲法の論文試験は実務家登用試験である司法試験にふさわしいのかどうかやや疑問があります。
憲法は短答のみで十分で、論文は不要ではないかと思う。なぜならば、実務上ほぼ憲法訴訟はないからである。また、訴訟法についても、実務上、短答程度の知識は必要であるとしても、論文で問われるようなことまで必要性が高いとは思われない。
憲法は答案作成が独特であり、出題者の著作から出題される等、売名ともとれる部分があり、不公正・不当である。
憲法を減らすべきである。書店で売っている合格者の答案集を読んでも、順位と内容との関係が理解できない。採点者は画一的に処理しているのか疑問である。画一的に点数をつけることができないのであれば、試験が公平に行われていない。私の感覚では、憲法は試験の体をなしていない。
憲法一うちの教員はどのように答案を書くのかを教えきれない。
行政法【47】
行政法と、選択科目は減らすべきです。❷に、できれば、商・民訴・刑訴も減らす方向でいくべきです。
行政法を選択科目とし、科目数を減らすべき。選択科目は1題でよいのでは(全体として時間的な負担が大きいので)
刑事訴訟法【2】
民事訴訟法【2】
民事訴訟法と刑事訴訟法と選択科目のうち2科目の選択とし、選択しなかった訴訟法につき短答試験を課す。現在の短答式試験のうち憲法、刑法のどちらかを止める。
民事訴訟法の出題は毎年法科大学院卒業レベルをはるかに超えており、実務的観点からも悪問の極みである。修習生からも司法試験のための民事訴訟法の勉強は実務では何も使わないどころか有害であった、と聞いている。
訴訟法は、民訴か刑訴かいずれかの選択でよいのではないか。
選択科目【41】
選択。科目差ありすぎ。実務で使えない。
選択科目。得点調整があるとはいえ、科目間で完全な公平性を保つのは不可能である。法曹としての資質を問う試験で、基本7法はまだしも選択科目についてまで問うのは不必要。
選択科目一難易度の差を解消できないなら削るべき。必要な実務能力(専門性)は、後々身に付けられるのではないか。
選択科目は科目間で負担が違いすぎるのでなくすべきだと思う。国私の人には負担少なすぎ。ここで言う負担というのは事前に必要とされる勉強時間のこと。
選択科目は公平さに欠けるため、なくした方がよいと思います。
選択科目は不要。受験生の負担になっているし、主要7科目にあてたい時間を削ることになるため。
選択科目まで勉強を行うのは旧司法試験時代の科目と比べて多すぎる。
選択科目を受験させる意義が見出せません。
百選科目
5回しか受けられないのに科目の選択を誤ると回数分損をする。自分は未修だが、8科目はキツイ。せいぜい6科目でいいのでは。旧司法試験の方が、問題文が短いので事案の読み間違えがなく楽そうに感じた。
科目数を減らしてほしい。
実務家になった後に、必要に応じて勉強すればよいから、行政法は不要である。せめて選択科目にすべき。
商法
商法について、商行為法や手形法を出すふりをして出さないなら、はっきり出さないとすべきである。

| |
|--|
| 商法を選択科目にして、民法と刑罰法をどちらか一つを選択する選択必須科目にして欲しい。 |
| 法科大学院の授業の負担が多い中、現役生は選択科目まで手が回らず、四苦八苦して体調を崩す原因となるので、選択科目は廃止すべきである。 |
| 民事系の科目が過重すぎる(民事系の科目勉強時間が他と比べて多くなる)。商法は会社法だけに限ってよいと思う(商法や手形小切手まで勉強しきれない)。 |
| 労働法、倒産法を必修にして、公法系をなくす。家族法を独立に出題する。 |
| 会社法 |

(5) 法科大学院の授業への影響

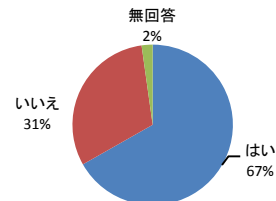
法科大学院卒業を受験資格として受験された方に伺います。

A 今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか。

※(7) 経歴①法科大学院卒業と答えた回答271通を対象に集計した。

| | |
|-----|-----|
| はい | 181 |
| いいえ | 84 |
| 無回答 | 6 |

今回の試験を踏まえて法科大学院の授業のあり方を変更する必要があると感じられましたか



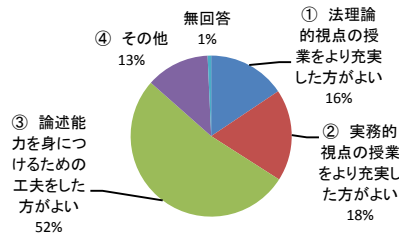
B 「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか。(複数回答可)

| | |
|--------------------------|-----|
| ① 法理論的視点の授業をより充実した方がよい | 44 |
| ② 実務的視点の授業をより充実した方がよい | 52 |
| ③ 論述能力を身につけるための工夫をした方がよい | 148 |
| ④ その他 | 36 |
| 無回答 | 2 |

- ④その他
- 院は、いわゆる受験指導をしてはならないとの建前は、受験対策的な内容の学習は、自習せざるを得ない。それはそれで仕方ないことであるが、そのために院生には十分な自習時間が必要になる。しかし、実際には、院の授業の予復習や課題により忙殺されてこの自習時間を確保できない。ゆえに、予復習が課題の負担を減らす工夫が必要である。
 - 完全未修の学生に双方向型の授業をするより(プレッシャーが大きすぎて授業に集中できない)、理論と実務の講義を充実させた方がよい。授業の内容は、試験に役立ったと感じるが、修了してようやく授業で先生がおっしゃったことを理解できた気がする。
 - 基礎的な論点についての簡潔な説明をするべき
 - 行政法の総論での考え方を活かした条文解釈が身につけていないと感じた。
 - 事務処理能力の向上
 - 事例を使って、条文から解決を導く訓練が必要。
 - 受験対策の授業を行うべき
 - 短答対策すべき
 - 答案指導に重点をおいてもよいと思います。答案で知識を深めるというのであれば「受験指導」にはかなあ厨子もならないと思います。やはり学生たちだけの自助努力では質に限界が出ると思います。
 - 文書を書く訓練は必須と思われるが、法科大学院では行われていない。
 - 法理論と実務が混在しており、自分の立ち位置をきちんと把握できる既修者でなければ対応できないものとなっています。大学院である以上、アカデミックであることも必要であることは理解できるので、教育する方々に対しては、「ロースクールに入れば司法試験に受かる」という誤解だけは生徒に与えないようにしていただきたいと思います。
 - 予備校と組むのが良い。
 - 予備試験合格者と差を付けるべき
 - 試験自体が「実務的視点の～」を求めている傾向がある。素養をつけることができれば、理論はあまり必要性がなく、まず妥当な落としどころを学ぶ意味で「実務的試験の～」を、その落としどころへの批判として「法理論的視点の～」を学ぶべきかと思う。
 - 実務家中心で授業を運営する
 - 受験対策の授業の実施を認めるべき
 - 授業のコマ数を増やすべき
 - そもそも法科大学院に入学してくる人たちが、典型論点についての理解すらしていないことが多いということに早く気付くべき。典型論点の処理ができないのに実務的視点を持ち出しても無意味だと思います。
 - 民法の親族・相続分野の授業の履修を既修コースでも必修にした方がよいと思う。
 - その場で問題を解く講義がよい。
 - 課題の負担の軽減
 - 論点を覚えるのではなく事案解決する意識をもって今自分が持っている条文・判例で事案解決をする練習をすべき(ex.答案練習、問題をみてその場で解く演習形式の授業を増やしていく)。
 - 「論文能力～」が一番大きいと思います。
 - 受験指導をしてはいけないとの建前にとらわれず、受験指導もしてほしい。高い学費を払って、最低限の受験指導も受けれないようでは、益々、学生はロースクールへ行きたくなくなると思う。
 - 双方向より講義形式の方が良い。
 - 各科目、全体の体系を常に俯瞰できるような視点を養う必要を感じました。
 - 基礎的論文パターンは容易に身につくので、応用問題に際してどのように答案を構成するのか、指導が必要。将来の実務家能力にも影響するのだから、教育の必要はある。
 - 教員の教える技術の大幅な強化
 - 現場思考力の訓練
 - 司法試験を解いたことのない先生は、教えさせない工夫。本当に時間の浪費になる。医師国家試験の合格率が高いのは、教える先生が全員、受けたことがあるから。

| |
|--|
| 司法試験合格に主眼を置いた指導をすべき、現状では授業と本番の試験がかけはなれている |
| 私の学校では受験対策を教員がしてくれなかったが、ほかの法科大学院では堂々とやっていると感じ驚いた。もっと受験対策に力を入れるべき(受験対策を禁止するという法務省や文科省の考えが理解できない)。 |
| 授業で拘束する時間自体を減らすべきである |
| 法科大学院のカリキュラムを、司法試験に合わせるべき。 |
| 理論的視点の授業を当然の前提とした上で論述能力を身につけるための機会をもう少し与えて欲しい。 |

「はい」とお答えの場合、どのような変更が必要とお考えですか(複数回答可)



(6) その他、受験してお気づきの点がございましたら、お書きください。

| |
|---|
| <p>憲法は昨年度に引き続き明らかに青柳教授が出題したと思われる。受験生の間では青柳教授の基本書が一気にシェアを伸ばした。特定の教授の意見が色濃く反映された出題は資格試験として不適切ではないか。民事訴訟法は学説に偏り過ぎていた。</p> <p>まずそもそも法科大学院でなぜ論文指導をしていないとされているのか、まったく意味不明で納得出来ない。旧試験で、学生がこぞって予備校で論文指導を受けたのは、学者の講義聴講や基本書の読み込みでは、論述式試験への対応ができなかったからであって、大学が司法試験受験生の望む学習環境を提供できなかったことに原因がある。</p> <p>法科大学院が作られても、結局その状況は変化せず、学生にとっては学費と無駄な授業負担が増加しただけで、あいも変わらず学生は予備校の答練等で論述の訓練をする他ない。無能な学者の働き口を増やしただけではないか。</p> <p>社会人にとっては学費もさることながら、限られた時間で結果を出すことが求められるのであり、予備試験に人が流れるのは自明の理と言わざるを得ない。</p> <p>結局今の状況を見る限り、法科大学院の設立、司法修習生の給費制廃止など、質量共に乏しい法曹を作るための制度としか言い様がない。制度設計した無能な官僚、学者、実務家と、問題点を認識しながら今なおこれを放置し続けている法曹関係者らは、この責任をどう取るつもりなのか直接お聞きしたいくらいである。</p> <p>懲戒を何度も受けるような無能な法曹がかつて給費を受けられたのに、制度が改悪化された後に受けた人間は、何のいわれもなく借金を背負われる制度が本当に正しいと思われるのか、何度も懲戒を受けた人間が登録し続けられるのは一体どうしたことなのか、そういう人間にはそもそも受けた給費を返還させるべきでないのか、弁護士会会長は説明する義務があるのではないですか。</p> <p>若い人間に負担させることばかりで、年寄りには甘い汁吸って逃げられるような業界が継続的に健全に発展していけると思いますか。</p> <p>こういう下らないアンケートを集めている暇があるなら、身内の綱紀粛正と新しい法曹を育成するための制度改良をもっと必死に行うべきではないですか。</p> |
| <p>事実の適示、評価の仕方などは、授業で扱われず、有志の合格者に教わっているのが実情である。ロースクールで指導していない、あるいは指導を禁止されている(あるいは禁止されていた)箇所でも合否を決するのはいかがなものかと思えます。</p> <p>受験回数を撤廃してほしい。</p> <p>予備校の方が、法科大学院の授業よりも、司法試験合格という観点からは実践的で効果的である。</p> <p>短答式3科目化でかえって見通しが利かなくなった。</p> <p>憲法は、例年、雑感で出題者側から不満のオンパレードを目にするが、そもそも教育を行っているのは法科大学院側であり、不平不満があるなら、まずは法科大学院側の教育を改善すべきである。毎年、同じような不満が目につくということは、何ら法科大学院の教育が改善されていないということなので、法科大学院の教育がおかしいと思われる。</p> <p>受験会場のトイレの数は、より多いほうが望ましい。集合時間前の混雑により、間に合わない受験生が出る可能性があるからである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在京受験生に有利すぎる。少なくとも法科大学院に在籍する教員は試験委員の選考から外すべきである。 ・受験テクニックを要求しすぎている。実務的に必要な視点を涵養する機会を奪っている。 ・要求されるコストに見合わない試験になってきた。生活や将来を考えると、法曹の魅力をもってしてもかけられる負担をはるかに超えている。 ・受験回数制限を撤廃したことは、逆に受験生の負担を増やしたと思う。受験年限を短くする方がよかった。 ・短答式試験の科目数を減らしたことは、何ら受験生の負担を緩和しなかったと思う。むしろ科目数が減ったことにより得点率を上げるための受験テクニックを要求することになり、削除された科目の知識獲得の機会を無駄に奪われたと思う。憲法の細かな知識が、民訴刑訴の知識より大事なのか。 ・司法試験にとって、法科大学院は、法曹としての資質を磨く場ではなく受験資格を得るための場であると考えているように思えた。少なくとも大半の受験生は、法科大学院を出たということ足かせと思っていない。このことは予備試験組が増加していることが如実に示している。問題文も、法科大学院の授業をあと笑っているかのように感じた。 <p>試験場・監督員によって若干持ち物チェック等についての運用が異なる気がしました。(別に不正につながるわけではないと思いますが、去年は座布団の下に物を置いていないか一人ひとりチェックがあったのに、今年は素通りされたので・・・)</p> <p>憲法の出題は旧司法試験への回帰とも思える出題であり、勉強の成果が適切に結果に反映されるものではなかった。民事訴訟法についても同様であり、あまりに学術的な論点にとらわれた出題が多くなされすぎており、問題がある。</p> <p>憲法は、今年度に関しては、司法試験及び法科大学院の本来の制度趣旨に割と素直な出題であると感じました。ただ、巷で良く言われている通り、憲法に関しては、後から発表される出題趣旨・採点実感が、およそ受験生に無理を強いているとしか思えない内容である場合が多く(木村草太先生も仰っていましたが、恐らく憲法の出題者の先生方は、作成された問題をご自身で解いていないと思われる)、また各予備校の再現答案を見てみると、必ずしも出題趣旨に沿ったものではない答案に高得点が付けられている場合も多く見られるなど、採点基準に不透明な部分があるように感じられます。</p> <p>今年度の出題趣旨・採点実感が未だ公表されていませんが、一体どのような事が書かれているのか全く想像がつかず不安です。</p> <p>憲法については、上記問題点を早急に解決して頂きたいです。</p> <p>また、試験官の受験生に対する態度が、昨年と今年で違うように感じました。</p> <p>勿論、不正防止は大変重要ですが、昨年は無闇に攻撃的な感じさえて、正直、少々不快でした。一方今年は、対応、言葉遣いおよび話し方が非常に丁寧で、必要な不快感を感じませんでした。</p> <p>小さなことですが、4日間も顔を合わせるのですから、試験官の態度の向上、統一を図って頂きたいです。</p> <p>法科大学院を司法試験受験校としての立ち位置だけではなく、企業等の法務部員といった法務に係る者の育成としての側面も有すべきなのではないか。質問の趣旨と異なる解答で申し訳ないです。</p> <p>退出できない時間に入ってからトイレに行く人が多すぎる。その人たちはあえて休み時間にトイレに行っていないのだから、試験時間を削って行くべき。そうしないと休み時間にトイレを済ませていた人と不公平。</p> |

| |
|--|
| 池袋サンシャイン・シティでの受験だったが、快適だった。 |
| 宿泊費などの受験費用がかさむこと |
| 1日目の試験時間について、選択科目3時間、公法系第1問2時間、第2問2時間の計7時間の試験はかなりつらかった。 |
| 初日2日間の試験時間が長すぎて、体力勝負になっている感がある。逆に後半2日間は楽すぎる。受験生の負担を考えて、もう少しバランスよく日程を組んでほしい。 |
| 以前受験した時よりは、解釈問題より、問題処理のスピードを求めている問題が多かったように思いました。 |
| 法科大学院での学修では、まったくもって司法試験には太刀打ちできない科目があると感じた(行政法、民法、商法、刑法以外) |
| 近年の司法試験は、作問者が書いてほしい論点をあからさまに示してくる傾向が顕著になっている。特に憲法や商法ではその傾向が著しい。しかし、生の事実からどのような論点を抽出するかという点も法曹の能力の一つである。作問者の意図と異なるアプローチを「センスが悪い」と一蹴するのは如何なものか。26年度民法のように柔軟な対応が望ましいと思う。 |
| もっとも、柔軟な対応をすると採点が困難になる面もあり、まずは基本的な論点の理解ができていないことには応用を問う意味もないので、現状の方向性もやむを得ないと思う。要するに、高望みすぎたのである。 |
| とにかくまず短答である。大学院側が教えることはないと思うが、強制的に時間を取って生徒にやらせなければ短答落ちは減らないと思う。短答式の試験のみ別にしてもらえれば良いと思います。最後の最後に足切りにあう科目が存在するのは大変しんどかった。 |
| 今年の行政法は、専門用語の多さに困惑する。弁護士の先生ですら、行政事件は役人の話を聞いてもすぐ理解できないといっていた。受験生はさらに劣ると思う。今年は、危険物取扱主任者の試験かと揶揄していた人が多かった。 |
| 制限時間が終わり、ペンをおいてくださいといわれたあとも、書き続けていた人がいた。その人は、一度肩叩かれたにも関わらず、やめずに、さらに書いていた。去年もやっていたらしいです。(福岡市)監督員の人たちはその人に何も言わなかった。明らかな不正行為であるのに、毎年放置です。くそ真面目にやっている人たちは損をしています。事前に注意をしているのですから、それを実践してください。また、補助員のかたで答案用紙の回収の方法を間違っている人がいました。おかげで休憩時間が5分無駄に減りました。しっかりと、予行しておいてほしい。 |
| それと、試験後の説明は毎回いらない。答案回収したなら問題ないと思う。 |
| ペットボトルとふた付きの缶に入った飲料の違いがわからない。合理的理由がないのではないか。 |
| 法科大学院の講義が全く無駄であるばかりか、有害であると感じている。とくに刑法は結果無価値を強調する教授の場合、有害になる。また司法試験の合格歴がない教授の場合に顕著だが、条文軽視傾向や教授能力の著しい欠如が見られる。 |
| 制度はますます改悪されている |
| 憲法の論文試験について 例年と比較して、設問以外に問題文で課題を3つ提示している点は分かり易いと感じた。しかし、各課題全てを制限時間内に具体的に検討することは極めて困難であると感じた。そのため、各課題を薄く広く検討した金太郎飴答案の方が、相対的に評価されるのではないかと感じた。現行の司法試験が開始されて10年目であるにも関わらず、試験委員は未だ2時間という制限時間内に受験生がどの程度の論述をできるのかを把握していないのではないかと疑問に感じた。受験生に対して、例年採点雑感に記載している通り、問題文をより具体的に検討することを求めるのであれば、今年の課題は2つにすべきであったと思う。試験委員の要求する通りに具体的に検討した結果、時間不足で課題のうち1つを落として実質的に途中答案になった者が多かったのではないだろうかと感じる。 |
| 設問3に簡単な問題を置く傾向があるが、それでは適正な法的能力が測れないと思う。 |
| 憲法の択一は、ほぼ毎年悪問が存在するので改善を切に願う。今年について言うなら、マグナカルタ云々の知識が法律家としての素養と関係があるとは思えない。憲法の択一以外は、論文・択一共に、これまでの司法試験の中で最も良質な問題であったと思う。 |
| 短答式、特に憲法が不適切な問題が多すぎた。改善すべきである。実務に全く必要のないような知識ばかりを問う問題が多い。1問あたり5分弱で回答しなければならないのに、テキストを参照して考えても答えの出ないような問題(第7問、第9問等)は出題すべきではない。 |
| 誘導が大切なのは当然だが、あまり行き過ぎると回答者の書き方の幅を狭めてしまう。またあまり論点が多い書ききれずどうかと思う |
| 研究者・実務家を問わず、司法試験に対する研究や教える技術について著しく不適切な教員が多い。教え方がうまい先生の指導を受けた科目は得意科目となっているが、そうでない教員の指導を受けた科目は不合格の原因となっている(会社法、行政法、憲法)。研究や実務の実績と教える技術とは別であることを自覚し、教える技術のある先生を大幅に増員し、教える技術のない先生は首にすべきである。その判断のため、学生や修了生の意見を十分に聞くべきである。 |
| また、私も含めて、修了生につき、経済的困難のため、まともな勉強環境にない学生が多い。お金がないために勉強が継続できず、チャンスが生かせないのは大変残念である。 |
| 4回目受験者です。論述試験は、年々、基本を問うがよく考えさせられる問題となっていき、非常に良い傾向だと思います。 |
| 全体的に基本的知識を活用し、現場で思考させる問題が増えており、実力を計測する上で有効な出題であるように感じた。もっとも、憲法に関しては、例年、受験生の筆力と解答として求められる分量に乖離があるにも拘らず、今年は例年にも増して多くの分量を求めた出題であった感じた。 |
| 今年は例年より簡単なように思いました。憲法が傾向が異なっていて戸惑ったことと民法の設問が多かったことが印象に残っています。公法系以外の論文試験は、かなり平易になった印象がある。未知で高度な問題は減ったように思う。法科大学院で真面目に学んだ者にとっては、力を発揮しやすく、大変適切な出題だと感じる。 |
| 憲法の配点が、明記されたことは良かった。ただ、設問1も配点が40点もあるとなると、それなりに論じる必要がある、と受験生は考え、例年以上に設問1で丁寧に書いて、設問2が尻切れになってしまった答案が増えたのではないかと予想される。私見を十分に書かせたい意図であるならば、設問1の配点はもう少し減らしても良いと思う。 |
| 刑法に関しては、(直近の連載の影響等)特定の審査委員の色が出過ぎているように感じた。公平性の観点からも、もう少し、そういう色は抑えたほうが良いと思う。誰もが予想し得る、オーソドックスな出題でも、学習の十分な者とそうでない者で十分に差が出ると思うので、あまり盲点を突くような出題を試みることは適切でないように思う。 |
| 短答式試験で足切りの人は論述の採点を受けられないというのはあまりに不合理だと思います。まず短答式試験を実施してそれによって論述試験の受験資格が得られるなどにすべきだと思います。また、短答式試験に合格した人は次年度の司法試験では短答式試験を免除されるなども必要だと思います。 |
| 大学院で学んだことが試験で生かせないことを多くの面で実感させられた。試験の半年前ぐらいから利用した予備校の講座の方が司法試験に有意義であると感じた。 |
| ロースクールでは、学説の対立、判例への批判、法制度の問題点など司法試験で求められている内容とは全く逆のベクトルで多くの授業が進められていくので、司法試験の過去問と大きく乖離していると感じました。大学院の講義後の授業に対するアンケートでも意見等を書きましたが全く改善する意思がロースクール側にはありません。法科大学院の授業を司法試験にあまり活用できないことが問題だと思います。 |
| 試験時間中に時計等のアラーム音が鳴り、試験の妨げになっているにもかかわらず、試験監督員は適切な対処ができていなかった。「次は不正行為とみなし、厳正に対処します。」と言ってはいたが、実際に厳しい措置が採られることがなかったため、抑止効果が十分とはいえず、結局最終日まで何かしらのアラーム音が鳴っている状態であった。その点で試験環境が良いとは言えなかった。 |
| 手形・小切手法が出題されるかどうか、非常に不安でした。法科大学院での必修科目ではない以上、出題されることは絶対にはずだと割り切って臨みましたが。 |
| 全体として、平成18年の傾向に戻っているように感じました。 |
| 今年は今までと異なり、事実認定・評価に重点が置かれていると感じました。司法試験のあるべき姿だとは思いますが、急な方向性の変化に戸惑いました。法科大学院では、基礎的な知識の定着を前提に、より論述力を鍛える必要があると思います。 |

| |
|--|
| <p>司法試験用論文について、折り目すら禁止されており、条文操作に大変支障がある。現状ではひも状のしおりが3本装備されているが、10本は装備して欲しい。また、試験科目間の小休憩時間の飲食禁止について、余りにも厳格に過ぎる対応がなされており、可能場所を指示して許可するなど、柔軟な対応がなされてしかるべきである。さらに、試験終了時の注意事項のアナウンスの内容が毎回ほぼ同じ内容であるにも関わらず、逐一丁寧かつゆっくりとアナウンスしていて、この時間を厳格に拘束されるのは非常に苦痛かつ不合理である。トイレの問題や少ない休憩時間の問題もあり、特に単なる終了後の注意事項に過ぎないものであることからしても、もっと緩やかかつ合理的に対応するべきである。</p> |
| <p>司法試験は、これに続く司法修習・実務に直結した良間になっていると思う。これに対して、法科大学院の授業等は、司法試験に役に立たないことはもちろん、司法修習・実務にもほとんど役に立たない。それにもかかわらず、法科大学院は相も変わらず、無益な授業を行い続けている。いわゆる上位ロースクールといわれている法科大学院でさえ、法学の教育能力は無い。このような法科大学院制度は、早急に廃止してしまえばどうか。旧司法試験時代のシステムの方が、遥かに公正かつ効率的であったと思う。</p> |
| <p>試験4日間(中日除く)のうち、前半の2日間と後半の2日間の試験の負担の大きさが異なりすぎる。前者は論文試験3時間1つ及び論文試験2時間5つという日程であるのに対して、後者は論文試験2時間2つ及び短答試験のみであり、受験者の負担が前者に偏っていると思う。短答試験が7科目でありそれなりの負担であった昨年までならともかく、3科目だけとなった現行制度下においては、現在の試験日程は上記の通りの問題を抱えていると思う。そのため、たとえば、短答試験と民事系科目の試験を前半に設定し、後半に選択科目・公法系科目及び刑事系科目を設定するなどの調整を検討して頂きたい。</p> |
| <p>試験時間終了の合図があったにもかかわらず、なお答案を書き続けている者に対する対応を厳しくしてほしい。あくまでも聞いた話であるけれども、2〜3回とも注意だけで終わっていた者もいたらしい。これでは、きちんと終了の合図を守って書くのをやめている受験者がばかみたいであり著しく不公平である。また、何回目までは注意で済ますなどの内部の取り決めがあるのかもしれないが、それでは、その回数までなら試験終了合図後であっても書き続けてもよいのでしょうか。厳正に対応してください。</p> |
| <p>論述に関して、司法試験はだんだん適切な範囲及び難度になってきていると考える。ただ、論文試験に関して、時間がたりないため現状でも2時間でしっかりした解答をすることは難しいと考える。今の司法試験は少ない時間でベターな解答をすることを求めているが、そこに力点を置いた試験が妥当とはいえない。現状の内容だと、2時間30分〜3時間が妥当な時間であると考え。それ以上あたえても実力のない人は結局書けないと考えられるから、その時間で問題を解かせて欲しい。又は、2時間でかける範囲の内容にして欲しい。</p> |
| <p>刑事系の時間が足りなさすぎる。</p> |
| <p>短答式のボーダーラインが上昇した結果、授業の負担の多い現役生が短答式に手が回らず、多数振り落とされたと感じる。自分は、今年短答式に合格したが、来年合格できる自信はない。よって、暗記重視の短答式は廃止して、論文で勝負すべきである。また、受験1日目と2日目の科目数が多すぎて、体力勝負になっていると思う。1日の科目を2科目を上限としてほしい。それが無理なら、せめて1日目と2日目の間に1日休みを入れてほしい。体力で合否が決まるのは納得できない。</p> |
| <p>体力的にきつすぎる</p> |
| <p>今後の出題方針について発表があり、論文の内容を過度に事務処理能力を問わないものとするとのことですが、旧司みたいにしていくならば、書き方も変わってくるのではないかと。また、問題点に多く気付けばそれだけ多くの分量を書くことになり、書く時間も増える。文字を早く書くと崩れるため、書く時間を確保するためにも、やはり時間は少し伸ばした方がよいと思います。いやならば、最初から問題文や論点を減らして答案を6頁くらいに減らして字を崩さなくても書ききれないようにしてほしい。</p> |
| <p>時間に対して、問題の量が多く、反面書く枚数は少ない。そうすると、ヤマが当たった人は有利だし、見切り発車で書き始めることも必要となる。上位を狙わないならば、よく考えなくてもテクニックで合格も可能に思える。</p> |
| <p>審査委員の方の好みで試験の傾向が大きく変更されることが見受けられ、それにより受験生の実力を適切に測れないといった事態が起きているように感じた。前年度の傾向を変更する場合は、特に形式面についてだけでも事前にアナウンスをしていただくと助かる。</p> |
| <p>2014年と2015年に受験したが、短答科目が減った分、今の日程では時間バランスが悪い。現行では選択科目3時間が1日目になっているが、それを4日目に回すなどした方がよい。</p> |
| <p><短答式試験について></p> |
| <p>1. 民法と刑法について 基本的な判例知識や条文の解釈を問う問題が多く、法科大学院教育と非常に適合的である良間が多かったように思った(やや民法は例年よりも難しかったが)。これらは法科大学院の講義や演習で培われた知識や法的思考能力を試すものとして、とても良かった。私自身も解きながら、大学院の授業で培われた能力を発揮しながら設問に取り組むことができた。</p> |
| <p>2. 憲法 判例の非常に細かい文言まで暗記をしていなければ解けない問題が今年もあった。もちろん、判旨の全文に気を配って読む学習をしているが、法的思考よりも暗記を重視するもので、出題を見直すべきである。受験生を不必要に疑心暗鬼にするだけの細かい知識を問うことで、受験者のどの能力を問おうとするのか基だ疑問である。また、「判例の趣旨に照らし」解答する問題がある。各肢の記述が雑であり、誤導に誘われるものが多い。それなら、各肢は判旨をコピー&ペーストしたものにしておいてくれた方がマシである。憲法の論述式の試験が良問だけに短答式にはガッカリさせられた。</p> |
| <p>制度変更をあまり行わないで頂きたいです。</p> |
| <p>模試等にて、本番に近い雰囲気味わっておくべき。</p> |
| <p>短答式の負担が減ったことが良かった。</p> |
| <p>隣の人と座席を離して欲しい。隣の人の貧乏ゆすりや振動が邪魔で集中できない。</p> |
| <p>答案用紙の回収が雑になっていた。</p> |
| <p>名古屋会場は机が揺れやすく狭い。また椅子が粗末で疲れる。</p> |
| <p>毎年のごとだが、終了の合図が出ても平気で書き続ける人がある。このような人は、即失格にするべき。無理してでも時間内に終えた人からすると、不正行為に当たると言っても過言ではないと思う。</p> |
| <p>試験1日目と2日目の負担が大きい。試験開始時間をもっと遅くしてほしい。</p> |
| <p>試験地が不慣れな場所にある。</p> |
| <p>論文試験を科目別に点数を出して頂きたい。</p> |
| <p>短答落ちの場合でも、一応論文を採点してほしい。せっかく法科大学院を卒業するのに、論文も見てもらえないのは辛すぎる。事案も長いと、与えられた中で明確に答えを出すのが難しくなったと感じた。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・中日明けの科目は民事のほうがよい(民事の方が範囲が広い)。 ・5日の制限撤廃を求む。 ・精神の異常さは尋常ではない(試験期間中、げりやお腹の痛みはハンパなかった。こんな試験なくなればよいと思った)。 ・採点実感はどう書いたら優秀かしっかり示してほしい。抽象的すぎなコメントはやめてほしい。 ・せっかく頑張って論述を解いても択一通らなければ全て終わりなので少なくともA〜Eなどの採点はつけられないのか。 ・監督委員はタオルや座布団の中身など毎度いちいち確認してきて面倒(このような試験をカンニングする気すら起きない)。 ・結局、生きてても受からない限り、何もないことなんてないと思いついた。早く死にたいと思った。 ・一日おきの休みがあればよい。精神的、体力的に疲れる。 ・土曜、刑事系科目や短答は、試験開始時刻を遅らせてもよいと思う(疲れる)。 ・科目により、問題文の事実番号がない科目もあるので事実の指摘するのに大変であるから、全科目について問題文に段落(orまとまりごと)に番号をふってほしい。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・受験生の数が二年前と比べて目に見えて減っていた。法曹志願者が本当に減っていることを実感した。 ・1科目の試験中の写真でのチェックが多過ぎる。一回しっかり確認すれば十分でしょう。チェックのたびに書くのを止めなければならず、回答の妨げになってしまっていた。 |

| |
|---|
| <p>司法試験実施期間中、試験を受けている以外の時間は、「死んで楽になりたい、いっそ死にたい、だれか私を殺してください」と思うことが何度もあった。このような過酷な試験を何度も受けることは私にとって精神的・肉体的にも負担が重い。最終的に司法試験に受からなかったときは、死にたい(自殺したい)というのが現在の正直な感想です。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・試験時間前後の着席時間が長すぎて疲れた。ヘタをすると、試験前に1時間座らされることになる。 ・仮説トイレがあってもよい。トイレが混雑しすぎる。 ・選択科目の選択を前年(出願時)の秋にしなければならぬというのは、シビアではないか？(とくに、院での選択科目のカリキュラムとの関係が問題になる) |
| <p>ティッシュ、ハンカチについてもあらかじめ問題や受験票の裏にでも書いておいてほしい。そんなすぐわかるほど早く対応できるなら。</p> |
| <p>結果については、もう少し早く知りたい。</p> |
| <p>問題については指摘する点はない。出題趣旨、ヒアリングを実践的なものにするようにして頂きたい。</p> |
| <p>試験終了後から、結果発表までが長すぎる。工夫してほしい。</p> |
| <p>机が揺れる。トイレが少ない(五反田)</p> |
| <p>私が在学中のことではないが、某公法系の基本科目(必修)で、集团的自衛権(関連条文、憲法9条、国連憲章51条)についての講義があった。司法試験に出題される可能性が高い内容のみを講義してくれというわけではないが、実務法曹養成のための法科大学院の必修科目で「集团的自衛権」は不適切ではないか、と思う。</p> |
| <p>制限時間と書かされる諒との関係が常軌を逸している。</p> |
| <p>最終日の短答の時間割が今年から新しくなったが、民法と憲法の間のお休み時間が30分しかなく、トイレが込んでいた。</p> |
| <p>憲と刑の間を30分にしたい方がよいのではないか。</p> |
| <p>憲法の論文問題が近年、某試験委員の本を読んだか読んでないかで差がつく問題となっているように思える。</p> |
| <p>短答の科目がいきなり減って、どのようになるのか、足切り点が不安だった。</p> |
| <p>憲法の出題形式が変わったことには面食らった。しかし、多様な見方を養うためには、寧ろ適切である。</p> |
| <p>法科大学院の授業は、ある程度(少なくとも短答合格程度)まで。そのため、事情を知らずに法曹への憧れだけで入学した純粋未修者は、わけもわからずダメ出しをされて、非常に辛い思いをし、自信を失います。それだけでなく、卒業までの数年間、授業料(高額)と貴重な青春時代を失うという代償を負います。法科大学院の実態を是非知っていただきたいです。</p> |
| <p>(1)短答式試験が3科目になったので、論文式の勉強に力を入れることができて良かったと思います。</p> |
| <p>(2)受験回数5回を撤廃してほしいと強く希望します。</p> |
| <p>欠席が多くて驚きました。</p> |
| <p>私は平成25年度に受験(26年度は受験せず)しましたが、問題文が短い(憲法など)ように感じました。</p> |
| <p>短答の問題の難易度は昨年と変わらないのに、得点率が一気に上がった。7割で44番、8割で24番というのはいかがなものか。</p> |

(7) 経歴等

① 受験資格の別

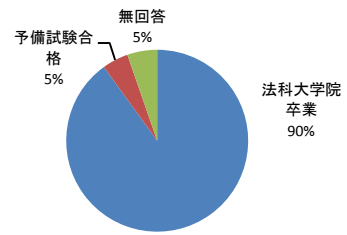
| | |
|---------|-----|
| 法科大学院卒業 | 271 |
| 予備試験合格 | 14 |
| 無回答 | 16 |

②

卒業した法科大学院名

| | |
|------------|----|
| 早稲田法科大学院 | 25 |
| 日本法科大学院 | 19 |
| 中央法科大学院 | 15 |
| 学習院法科大学院 | 10 |
| 神奈川法科大学院 | 9 |
| 明治法科大学院 | 8 |
| 関西法科大学院 | 7 |
| 創価法科大学院 | 7 |
| 愛知学院法科大学院 | 6 |
| 静岡法科大学院 | 6 |
| 首都大東京法科大学院 | 6 |
| 専修法科大学院 | 6 |
| 千葉法科大学院 | 6 |
| 東北法科大学院 | 6 |
| 同志社法科大学院 | 6 |
| 大宮法科大学院大学 | 5 |
| 近畿法科大学院 | 5 |
| 熊本法科大学院 | 5 |
| 中京法科大学院 | 5 |
| 北海道法科大学院 | 5 |
| 明治学院法科大学院 | 5 |
| 関西学院法科大学院 | 4 |
| 神戸法科大学院 | 4 |
| 東京法科大学院 | 4 |
| 大阪市立法科大学院 | 4 |
| 香川法科大学院 | 4 |
| 広島法科大学院 | 4 |
| 岡山法科大学院 | 3 |
| 京都法科大学院 | 3 |
| 上智法科大学院 | 3 |
| 筑波法科大学院 | 3 |
| 法政法科大学院 | 3 |
| 広島修道法科大学院 | 3 |
| 桐蔭法科大学院 | 2 |
| 久留米法科大学院 | 2 |
| 慶應義塾法科大学院 | 2 |
| 成蹊法科大学院 | 2 |
| 立教法科大学院 | 2 |
| 琉球法科大学院 | 2 |
| 愛知大学法科大学院 | 1 |
| 関東学院法科大学院 | 1 |
| 山梨学院法科大学院 | 1 |
| 獨協法科大学院 | 1 |
| 新潟法科大学院 | 1 |
| 東洋法科大学院 | 1 |
| 南山法科大学院 | 1 |
| 白鷗法科大学院 | 1 |
| 福岡法科大学院 | 1 |
| 横浜国立法科大学院 | 1 |
| 名古屋法科大学院 | 1 |
| 信州法科大学院 | 1 |
| 鹿児島法科大学院 | 1 |
| 駿河台法科大学院 | 1 |

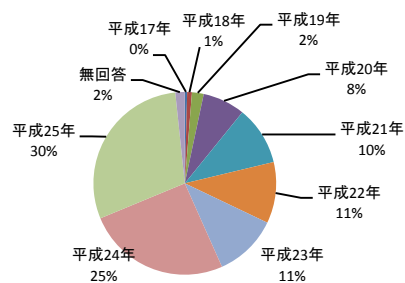
受験資格の別



入学年 ※(7)卒業した法科大学院名に回答のあった240通を対象に集計した。

| | |
|-------|----|
| 平成17年 | 1 |
| 平成18年 | 2 |
| 平成19年 | 5 |
| 平成20年 | 18 |
| 平成21年 | 25 |
| 平成22年 | 26 |
| 平成23年 | 27 |
| 平成24年 | 61 |
| 平成25年 | 71 |
| 無回答 | 4 |

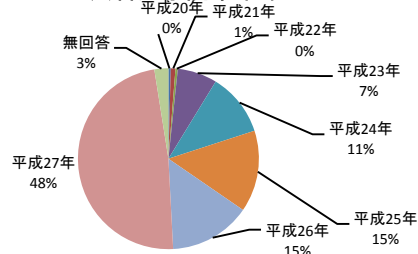
法科大学院入学年



卒業年 ※(7)「卒業した法科大学院名」に回答のあった240通を対象に集計した。

| | |
|-------|-----|
| 平成20年 | 1 |
| 平成21年 | 2 |
| 平成22年 | 1 |
| 平成23年 | 17 |
| 平成24年 | 27 |
| 平成25年 | 35 |
| 平成26年 | 35 |
| 平成27年 | 116 |
| 無回答 | 6 |

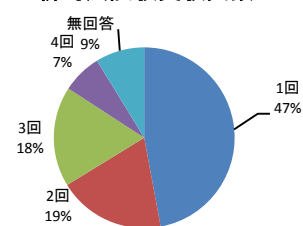
法科大学院卒業年



新司法試験受験回数 ※(7)「卒業した法科大学院名」に回答のあった240通を対象に集計した。

| | |
|-----|-----|
| 1回 | 113 |
| 2回 | 46 |
| 3回 | 43 |
| 4回 | 17 |
| 無回答 | 21 |

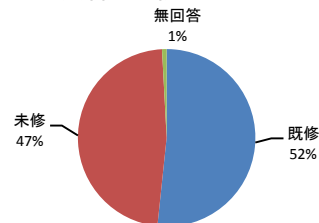
新司法試験受験回数



法科大学院のコース ※(7)「卒業した法科大学院名」に回答のあった240通を対象に集計した。

| | |
|-----|-----|
| 既修 | 124 |
| 未修 | 114 |
| 無回答 | 2 |

法科大学院のコース

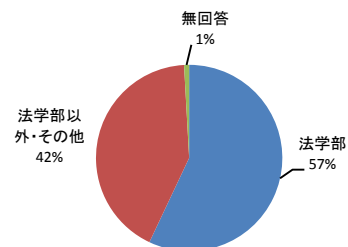


未修コースの方の法科大学院入学前の法律学学習歴

※(7)「法科大学院のコース」に回答のあった114通を対象に集計した。

| | |
|-----------|----|
| 法学部 | 65 |
| 法学部以外・その他 | 48 |
| 無回答 | 1 |

未修コースの方の法科大学院入学前の法律学学習歴



③ 予備校に通ったことがありますか

| | |
|-----|-----|
| ある | 166 |
| ない | 115 |
| 無回答 | 20 |

予備校に通ったことがありますか

